

嬉野市事業所用生ごみ処理機器設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 ごみ減量化の推進に寄与するため、市内の事業所から排出される生ごみを自ら処理するための生ごみ処理機器の購入費用等に対し、予算の範囲内において、購入費用等の一部を助成するものとし、その交付に関しては、嬉野市補助金等交付規則（平成18年嬉野市規則第42号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「生ごみ処理機器」とは、生ごみを発酵、乾燥等の方法で処理することで堆肥化、消滅化又は減量化する機械等であつて、1日につき20キログラム以上の生ごみを処理する能力を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に事業所を有する者で、市税等の滞納がなく、ごみの分別及び減量化に意欲的であり、かつ、生ごみ処理機器を設置できる場所を有し、生ごみ処理機器によって生成された堆肥等がある場合は、自らの責任で利活用することにより、環境負荷の低減を図ることができるものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の事業所に生ごみ処理機器を設置する事業とする。

2 前項の生ごみ処理機器は、新品のものでなければならない。

3 設置する生ごみ処理機器は、設置後5年間以上継続して利用すること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、生ごみ処理機器本体の購入費用又はリース費用（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めたとおりと

する。

(1) 生ごみ処理機器の購入における補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を上限とする。

(2) 生ごみ処理機器をリース契約により利用する場合は、処理機器を設置した日から5年間に限り、当該期間中の各年度に要する補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を補助するものとし、20万円を上限とする。この場合において、各年度の補助金の合計が100万円に達するまでを上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ嬉野市事業所用生ごみ処理機器設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 生ごみ処理機器の仕様書又は形状、規格等が確認できるパンフレット等

(3) 補助対象経費に係る見積書の写し

(4) 生ごみ処理機器を設置する場所の位置図及び設置前の現況写真

(5) 法人にあっては法人が、個人にあっては事業主が、市税を滞納していない旨の証明

(6) 法人にあっては法人登記の全部事項証明書、個人にあっては住民票の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、生ごみ処理機器をリース契約により利用する者が、2年目以降の申請をするときは、申請年度の当初速やかに申請書を提出するものとし、同項各号の内容等の変更がない限り、書類の添付は要しない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認め

るときは、嬉野市事業所用生ごみ処理機器設置費補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、その旨を嬉野市事業所用生ごみ処理機器設置費補助金不交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付制限）

第 9 条 補助金の交付は、生ごみ処理機器を設置する 1 事業所につき、1 台限りとする。

（実績報告）

第 10 条 第 8 条第 1 項の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「補助金交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、完了日から起算して 1 月以内又は当該完了した日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、嬉野市事業所用生ごみ処理機器設置費補助金実績報告書（様式第 5 号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 生ごみ処理機器の購入に係る領収書又は契約書等の写し
 - (2) 生ごみ処理機器設置後の現況写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 生ごみ処理機器をリース契約により利用する者が、2 年目以降実績報告書を提出するときは、前項第 2 号の書類を添付するとともに生ごみ処理機器の利用状況が分かる書類等の提出を行うこと。
 - 3 生ごみ処理機器を購入により利用する者は、購入した年の翌年から 5 年間は、年 1 回程度生ごみ処理機器の利用状況が分かる書類等の提出を行うこと。

（補助金の額の確定）

第 11 条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて職員に現地調査を行わせ、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を嬉野市事業

所用生ごみ処理機器設置費補助金確定通知書（様式第 6 号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第 1 2 条 前条の規定により通知を受けた補助金交付決定者は、速やかに嬉野市事業所用生ごみ処理機器設置費補助金交付請求書（様式第 7 号）により市長に補助金の交付請求を行うものとする。

（交付決定の取消し又は返還命令）

第 1 3 条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（その他）

第 1 4 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。